

第2次和水町地球温暖化対策実行計画事務事業編

令和3年度 ～ 令和7年度

(2021年度～2025年度)

令和4年3月

和 水 町

目 次

第1章 基本的事項.....	- 2 -
1. 目的.....	- 2 -
2. 対象範囲	- 2 -
3. 対象とする温室効果ガス.....	- 3 -
4. 計画期間	- 3 -
第2章 温室効果ガスの排出状況	- 4 -
1. 温室効果ガスの算出方法.....	- 4 -
2. 基準年度の温室効果ガスの排出量.....	- 4 -
第3章 目標及び目標達成に向けた取組み	- 6 -
1. 方針.....	- 6 -
2. CO ₂ 削減目標.....	- 6 -
3. 具体的取組み.....	- 6 -
第4章 進行管理.....	- 8 -
1. 推進体制	- 8 -
2. 進行管理（PDCA）	- 8 -
3. 公表.....	- 8 -
4. 計画の見直し.....	- 8 -

第1章 基本的事項

1. 目的

和水町地球温暖化対策実行計画事務事業編（以下、「計画」）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）」第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として策定します。

和水町では本計画に基づき、事務事業による温室効果ガス排出量の削減に向けて節電や省エネ等を推進します。

2. 対象範囲

計画の対象範囲は和水町が行う事務事業のすべてとします。ただし、民間に委託している事務事業に関するものは対象から除きます。

計画の対象となる施設と設備、公用車は表1－1に示すとおりです。

表1－1 対象施設等

主管課	施設・設備・公用車
総務課	本庁舎、公用車
まちづくり推進課	公用車
税務住民課	公用車
健康福祉課	神尾保育園、公用車
商工観光課	肥後民家村、郷土文化保存伝習館、東山公園トイレ、公用車
建設課	馬場・東郷・大藤地区簡易水道施設、菊水浄化センター、公用車
住民課	三加和総合支所、子育てひろば、春富集会センター、公用車
農林振興課	菊水西排水機場、公用車
農業委員会事務局	公用車
学校教育課	菊水小学校、菊水中学校、三加和小学校、三加和中学校、学校給食菊水共同調理場及び三加和共同調理場、公用車
社会教育課	中央公民館、三加和公民館、金栗生家、金栗生家トイレ、田中城跡トイレ、みかわ手漉き和紙の館、歴史民俗資料館、多目的広場公衆トイレ、町体育館、総合グラウンド、春富グラウンド、三加和グラウンド、弓道場、スカイドーム2000、ペーロン艇庫、公用車
特別養護老人ホーム	きくすい荘、公用車

3. 対象とする温室効果ガス

計画で対象とする温室効果ガスは温対法第2条第3項に規定されるもののうち、事務事業による温室効果ガス排出量の8～9割を占める二酸化炭素(以下、「CO₂」)のみとします。なお、次期計画においては公用車の走行に係るメタン、一酸化二窒素を対象に加えることとし、本計画期間内の公用車の走行距離を記録し、取りまとめます。

- ① 二酸化炭素 (CO₂) : 今期計画対象ガス
- ② メタン (CH₄) : 次期計画で含めます
- ③ 一酸化二窒素 (N₂O) : 同上
- ④ ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) : 対象外とします
- ⑤ パーフルオロカーボン類 (PFCs) : 同上
- ⑥ 六フッ化硫黄 (SF₆) : 同上
- ⑦ 三フッ化窒素 (NF₃) : 同上

4. 計画期間

計画期間を令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガスの算出方法

温室効果ガス排出量の算出は、電気及び燃料の使用量毎に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められている排出係数を用いて算出します。

本計画で使用した熱量換算係数及び排出係数は表2-1、算出方法は表2-2のとおりです。

表2-1 熱量換算係数及び排出係数

種 別	熱量換算係数		排出係数	
電気			※1 0.3440	kg-CO ₂ /kWh
ガソリン	34.6	MJ/l	※2 0.0671	kg-CO ₂ /MJ
灯油	36.7	MJ/l	0.0678	kg-CO ₂ /MJ
軽油	37.7	MJ/l	0.0686	kg-CO ₂ /MJ
A重油	39.1	MJ/l	0.0693	kg-CO ₂ /MJ
LPG	50.8	MJ/kg	0.0590	kg-CO ₂ /MJ

※1 電気の排出係数は2020年に公表された九州電力の実排出係数を使用

※2 表に示した排出係数(B)は、炭素をCO₂に換算した数値

例：ガソリン排出係数(炭素) $0.0183 \times 44/12 = 0.0671$

表2-2 算出方法

種 別	算出方法
電気	温室効果ガス排出量＝使用量×電気の排出係数
電気以外 (ガソリン等)	温室効果ガス排出量＝使用量×熱量換算係数×排出係数

2. 基準年度の温室効果ガスの排出量

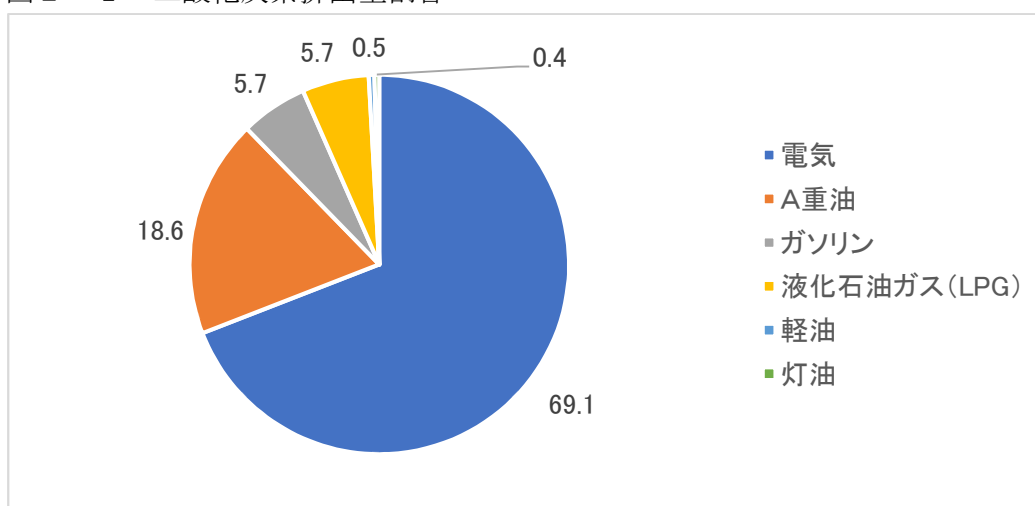
集計上の事情や施設の設置状況等を勘案し令和2年度を基準とします。

基準年度である令和2年度(2020年度)の電気、公用車及び暖房用燃料、ガスの使用に伴うCO₂排出量は以下のとおりです。

表 2－3 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

種 別	使用量	単位	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)
電気	2,107,610	kWh	725,018
A重油	84,150	ℓ	195,368
ガソリン	447,003	ℓ	60,106
L P G	25,723	kg	59,720
軽油	2,154	ℓ	5,456
灯油	1,610	ℓ	3,738
合 計			1,049,414

図 2－1 二酸化炭素排出量割合



【要因別排出状況】

基準年度のCO₂排出量を排出要因別に見ると、電気の使用が全体の69.1%を占めています。次いでA重油が18%、その次がガソリンと液化石油ガスで5.7%ずつを占めています。

したがって、電気設備等の施設設備の更新及び低燃費車両の調達等に加えて、全職員による電気使用量の削減に向けた行動や公用車使用時のエコドライブ推進がCO₂削減に向けた特に有効な取組みとなります。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により公民館や体育館等の公共施設は使用制限や中止がされ、また、各学校も休校措置がとられるなど、例年に比べて町施設の活動量は低い年度となりました。

第3章 目標及び目標達成に向けた取組み

1. 方針

世界各国が持続可能な社会づくりとして標榜する脱炭素社会は、和水町においても地域振興策の一環に位置づけられるものです。そこで、事業者や一般家庭の模範となるよう、全職員が同じ認識をもって必要な取組みを推進します。また、毎年度取組結果を把握、評価し、改善策を講じると共に取組状況を公表します。

2. CO₂削減目標

基準年度（令和2年度（2020年度））から目標年度（令和7年度（2025年度））までに種別毎の使用量を2%削減するとともに、温室効果ガスの排出量も全体で2%削減します。

表3-1 種別毎の使用量削減目標

種 別	単位	基準年度 (令和2年度(2020年度))	目標年度 (令和7年度(2025年度))
電気	kWh	2,107,610	2,065,457
A重油	ℓ	84,150	82,467
ガソリン	ℓ	447,003	438,062
L P G	kg	25,723	25,208
軽油	ℓ	2,154	2,110
灯油	ℓ	1,610	1,577

表3-2 温室効果ガスの排出量全体の削減目標

基準年度排出量 (令和2年度(2020年度))	目標年度 (令和7年度(2025年度))	削減目標量(△2%)
1,049,414 kg-CO ₂	1,028,425 kg-CO ₂	20,989 kg-CO ₂

3. 具体的取組み

前頁の方針及び目標にもとづき、具体的な取り組みを以下のとおり推進します。

【毎日の行動】

照明器具、空調機器、給湯設備、事務機器、車両の適切な使用と管理について、毎日の具体的取組みを以下のように定めます。

項 目	具体的取組内容
照明	・ 事務室、会議室、トイレ等各部屋のこまめな消灯： 全職員 ・ 町民サービスに支障がない範囲で昼休みの消灯： 担当職員 ・ 退庁時の完全消灯： 全職員
冷暖房	・ 空調の適切な使用（室温目安夏 28℃、冬 20℃）： 担当職員 ・ クールビズやウォームビズの推進： 全職員 ・ 空調機器フィルターの清掃： 担当職員 ・ 窓の開閉やブラインド、カーテンの適切な使用： 全職員
事務機器 (全職員)	・ 外出時 PC の電源 OFF ・ 事務機器の省エネモードでの使用
エコドライブ (全職員)	・ 急加速、急発進をしない ・ 無用なアイドリングやエアコンの過度な使用をしない ・ 経済速度（等速での走法や車間距離の確保）運転の励行 ・ 不要な物は積載しない ・ 適正な空気圧での使用
その他 (全職員)	・ マイボトルの持参 ・ 給湯器やポット利用の合理化 ・ 節水行動の推進

【機器の更新】

設備、備品など調達管理部局により以下のことを行います。

- ① 照明器具の LED 化推進
- ② EV など低燃費自動車への転換
- ③ 給湯機の電化推進
- ④ エネルギー使用量が大きな設備や機器の洗い出しと更新検討
- ⑤ 太陽光発電設備の設置検討

第4章 進行管理

1. 推進体制

各所属は毎月のエネルギー使用量を様式1により税務住民課に報告し、税務住民課は各所属から報告された排出量の集計及び点検を行い、各所属に改善等の指導を行います。

2. 進行管理（PDCA）

計画の進行管理（PDCA）のため、毎年度の取組結果をまとめ、評価し、次年度に必要な改善を行います。

月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適切な取組み(全職員)												
月使用量集計/報告(担当職員)												
年間使用量集計(税務住民課)												
取組結果報告案作成(税務住民課)												
結果の公表												
※次期計画案作成												

※次期計画案の作成は、計画期間の末年度に実施します。

3. 公表

取組結果は、ホームページや町民向け広報紙等で毎年度公表します。

4. 計画の見直し

遅くとも計画終了年度（令和7年度）の4月には計画の見直しを開始し、計画期間終了（令和7年度末）までに計画を改定します。

所 属 課 ・ 係 名			
記 入 者 名		内線	

[illegible][illegible]